

伝統工芸品等産業の新規従事者に対して 奨励金を支給します！

令和8年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金

対象産業

以下のいずれかに該当する製品を製造している産業が対象となります。

- ①経済産業省指定の伝統的工芸品（山形仏壇、山形鋳物、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布）
- ②以下の条件を概ね満たす品目の製品
 - ア 主として日常生活で使用されること
 - イ 製造過程の主要部分が手工的であること
 - ウ 伝統的技法又は技術によって製造されるものであること
 - エ 伝統的に使用されてきた原材料を用いていること
- ③その他知事が伝統工芸品等に類するものと認める製品

支給対象者

<主な条件>

- ①山形県内に住所を有している方
 - ②伝統工芸品等産業に係る個人事業の開業後3年以内の方（個人事業主開業前に伝統工芸品等産業の製造事業所に勤務していた経験のある者を除く）、又は、伝統工芸品等製造事業所での勤務年数が3年以内の方（勤務先の代表者が2親等以内の親族でない方）
 - ③奨励金の受給終了後、勤務先の事業所又は個人事業に3年以上従事する意思のある方
- ※条件の詳細は募集要領を御覧ください。

奨励金の額

- 10万円 × 令和8年度における勤務月数※（最大120万円）
※80時間を下回る月は含めないなど条件があります。詳細は募集要領を御覧ください。
- 奨励金の支給期間は最大3年間です。ただし、本奨励金の予算は年度単位ですので、今年度の支給決定者に来年度以降の支給を確約するものではありません。

支給者の選定

- ①奨励金等の支給を希望する方は、必要書類を【令和8年6月30日（火）まで】下記申込先あてに提出（郵送又は持参）してください。必要書類は山形県HPからダウンロードしてください。（山形県HP／産業・しごと／商工業／地域ビジネス・地域産業 とお進みください。）
- ②支給者は外部有識者等で構成する審査会で決定します。審査会の日程は申込者に別途お知らせします（令和8年8月中を予定）。
※申込者本人から審査会に出席いただきます。会場は山形県庁内会議室を予定しています。

その他支援

- 本奨励金の支給決定者に対して、食糧支援及び家賃支援（県外からの移住者に限る）を実施します。具体的な内容等は、支給決定者に別途お知らせします。

問い合わせ先・申込先

山形県 産業労働部 県産品・貿易振興課 県産品振興担当
〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県庁8階
TEL：023-630-2498 FAX：023-630-3371 E-mail:ykensanbo@pref.yamagata.jp